

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	第1回伊万里市情報公開・個人情報保護審査会		
所管課	総合政策部情報政策課情報公開・統計係		
開催日時	令和5年6月9日(金) 午後2時30分～午後4時30分		
開催場所	伊万里市役所(3階)第3会議室		
出席者	委員	[出席] 池田委員 田坂委員 吉居委員 梶原委員 瀬戸口委員 [欠席] 村上委員 西山委員	
	その他	農業振興課農政企画係 中島 総務課行政係 寶藏寺	
	事務局	情報政策課 木寺課長 情報公開・統計係 古賀副課長 松尾 情報システム係 藤本副課長	
傍聴の可否	可・不可	一部不可	傍聴者数 0人
傍聴不可又は一部不可の場合はその理由	審査会の傍聴については、市の内部的な検討及び協議に関する情報が含まれる。これを公開すると、意思形成過程の情報であること及び率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることで適正な事務の遂行に支障をきたすため。		
会議次第	1 開 会 2 会長及び職務代理者の選出 3 協 議 (5件) (1) 個人情報保護制度の運用について (1件) (2) 報告 (4件) 4 その他 5 閉 会		
会議結果	市長が保有する個人情報の保護に関する規則(令和4年規則第34号)に基づき、担当課及び事務局から説明をし、委員からの質問に対し、回答を行った。		
審議経過			

## 審 議 経 過

1 開会	
2 会長及び職務代理者の選出 会長池田氏、職務代理者田坂氏を委員の互選により選出	
3 協議	
(1) 個人情報保護制度の運用について	
事務局	個人情報の保護に関する法律の施行により、令和5年4月1日から個人情報保護制度が変わったことにより、従前の個人情報保護条例との変更内容について説明
委員からの意見等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊万里市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」）を制定されたが、個人情報の保護に関する法律（以下「法律」）を施行するだけの条例で、これでは市内部での個人情報の適正な取扱いに関する規定が漏れる部分があるため、それを補完する必要があると（昨年度の審査会で）意見を出した。それにより、市長が保有する個人情報の保護に関する規則の規定により、従来どおり、情報政策課が指揮・監督し、審査会で担当課での検討が不足している部分を指摘できる根拠となっている。</li> <li>・今後は情報の共有化が前提となり、効率的な行政運営のため情報共有化の精度を上げるとともに、市内部の情報政策（どう個人情報を取扱うか）の検討が必要になる。また、国がマイナンバーやDXを進めており、従来の事務とデータ利用の整理について審査会も一緒に検討しながら方向付ける。</li> <li>・職員の個人情報保護意識を高め、個人情報取扱いの内部事務手続について周知を行うこと。</li> </ul>
(2) 伊万里市が行うアンケート調査に係る住民基本台帳情報の利用に関する規程の改正	
事務局	法では「定型的な事例について、運用ルールを検討する。」となっている。これまではアンケートの案件毎に審査会に諮問をしていたが、規定を改正するとともに、アンケート調査確認表を作成し、アンケートを実施する課が確認表において内容等検討し、情報政策課へ提出する運用とすることを説明

委員からの 意見等	規程の内容については了承されたが、マニュアル等の作成をした方がいいのではないかとの意見があった。
(3) 報告事項	
① 個人情報取扱事務届出書(2件)	
ア 伊万里市グリーンカーテンコンテスト開催事務	
事務局	本人同意で情報収集をするもので、応募方法の説明及び受賞者の公表等について説明
委員からの 意見等	自分の情報を自分が出すのはよいが、本人以外の個人が特定される情報が写っていることも想定される。実施要領の中に、個人情報保護の観点から「人が写っていない写真を応募する」「一部修正を入れる。」という文言を付け加えた方がよいのでは。
イ 伊万里農業振興地域整備計画策定に係る農用地区域状況図作成業務	
事務局	法第69条1項に基づく事務で、農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業振興地域整備計画を策定する。今後2年間の委託契約を締結している。今回は、「伊万里農業振興地域整備計画策定に係る農用地区域状況図作成業務」について説明
委員からの 意見等	意見なし
② 個人情報取扱事務変更届(2件)	
ア 世帯台帳の写しの配布事務	
事務局	駐在員への世帯台帳の配布事務について、以前は公務員の特別職で個人情報保護条例の罰則の適用があった。今は駐在員と委託契約をし、総務課の方から、「駐在員の守秘義務」の説明や「預かり証兼個人情報の取扱いの誓約書」の提出を義務付けており、個人情報の保護措置を講じている。
委員からの 質問	毎年、新しい情報のものを渡すのか。貸与であって、なくされたりすることはないか。
担当課	回収後に新しいものを渡している。

イ 子育て世帯等臨時特別支援事業支給事務	
事務局	国が示す子育て世帯等臨時特別支給事業に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」は追加となった。個人情報 の取扱いについては、特に変更はない。
委員からの 意見等	意見なし
4 その他 特になし	
5 閉会	